2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字梁取字愛宕山二一〇七、二一〇八の一、二一〇八の二、字井戸沢二二九五の八、二二九五の九、二二九五の一一、二二九五の一三、二二九五の二八、二二九五の二九、二二九五の三二、二二九五の三三、二二九五の三六、二二九五の三七、二二九五の七二から二二九五の八二まで、字田ノ口沢二〇九一から二一〇五まで、二一〇六の二、二一〇六の三、二一〇六の一六から二一〇六の五九まで、字後山二一二〇の三四から二一二〇の五二まで、二一二〇の五四、二一二〇の六〇から二一二〇の八〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字愛宕山二一〇七、二一〇八の一、二一〇八の二、字井戸沢二二九五の八、二二九五の二八、二二九五の二九、二二九五の三二、二二九五の三三、二二九五の三六、二二九五の三七、二二九五の七二から二二九五の八〇まで、字田ノ口沢二〇九一から二一〇五まで、二一〇六の二、二一〇六の一六から二一〇六の三一まで、二一〇六の四〇まで、二一〇六の四三から二一〇六の五五まで、字後山二一二〇の三四から二一二〇の五二まで、二一二〇の五四、二一二〇の六九から二一二〇の七八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県大沼郡会津美里町旭無量字高山二八四一、字滝ノ上二九三八から二九五一まで、二九五三から二九五九まで、二九六一から二九六七まで、二九六八の一、二九六八の二、二九六九から二九八二まで、二九八四から二九九〇まで、二九九三から二九九六まで、二九九八、三〇〇〇から三〇二七まで、字東岐二九九二の一、二九九二の二、三〇二八、字羽前場三〇二九の一、三〇二九の二、三〇三〇、字出ケ侍三〇三一、字唐松三〇三二、三〇三九から三〇四二まで、字滝ノ下三七九五の一、三七九五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町大字横山字近江口山四四二一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字漆坊四二二七の一、四五一〇、字宮田沢四二二八、四五〇三の一、四五〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮田沢四五〇三の一・四五〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字田代沢四〇一九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六五の四・四六五の六・四六五の一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備